

# 橋処理センター維持管理情報

平成23年11月

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	454.79
	2号炉	可燃性混合廃棄物	2,360.66
	3号炉	可燃性混合廃棄物	1,269.61

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ<sup>※1</sup>に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成23年11月1日 ~ 平成23年11月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	炉出口	894	800°C以上
	2号炉	炉出口	855	
	3号炉	炉出口	845	
集じん器に流入する <sup>※3</sup> 燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん器入口	226	おおむね200°C以下
	2号炉	集じん器入口	225	
	3号炉	集じん器入口	225	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	集じん器出口	17.8	100ppm以下
	2号炉	集じん器出口	17.5	
	3号炉	集じん器出口	20.6	

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	平成23年11月16日
	2号炉	平成23年11月11日
	3号炉	平成23年10月に実施済みのため11月は未実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	平成23年11月16日
	2号炉	平成23年11月11日
	3号炉	平成23年10月に実施済みのため11月は未実施

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	対象	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	
		測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	1号炉	平成23年10月26日 (ダイオキシン類以外)	平成23年11月9日 (ダイオキシン類以外)	
	2号炉	平成23年10月26日 (ダイオキシン類以外)	平成23年11月9日 (ダイオキシン類以外)	
	3号炉	年2,6回の測定のため11月分測定なし	年2,6回の測定のため11月分測定なし	
硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)】	1号炉	集じん器出口	1.0未満【0.043未満】	- 【42.15m <sup>3</sup> N/h】
	2号炉	集じん器出口	1.0未満【0.036未満】	
	3号炉	-	11月分測定なし	
ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	0.0010未満	0.04g/m <sup>3</sup> N
	2号炉	集じん器出口	0.0010未満	
	3号炉	-	11月分測定なし	
塩化水素濃度 (mg/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	2.5	550mg/m <sup>3</sup> N
	2号炉	集じん器出口	5.3	
	3号炉	-	11月分測定なし	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	40	300ppm
	2号炉	集じん器出口	36	
	3号炉	-	11月分測定なし	

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。

※3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は、集じん器の性能上の理由から230°Cに設定。

(煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は、平成21年度公表値0.0028ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)